

寝屋川市指定障害福祉サービス事業者等の監査の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法第48条から第50条まで及び第51条の27から第51条の29まで又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の22から第21条の5の24まで及び第24条の34から第24条の36までの規定により障害福祉サービス事業者等に対する監査に係る基本的事項を定めることにより、自立支援・障害児通所等給付対象サービスの質の確保及び自立支援給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）をいう。

(2) 障害福祉サービス事業者等 次のアからカまでに掲げる者

ア 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害福祉サービスの事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者

イ 指定障害者支援施設等の設置者又は指定障害者支援施設等の設置者であった者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者

ウ 指定一般相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者

エ 指定特定相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者

オ 指定障害児通所支援事業者又は指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者

カ 指定障害児相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者

(3) 自立支援・障害児通所等給付対象サービス 法第10条第1項の規定による自立支援給付対象サービス等（自立支援医療、療養介護医療又は補装具の販売及び修理を除く。）又は障害児通所支援若しくは障害児相談支援をいう。

(4) 自立支援給付費等 自立支援・障害児通所等給付対象サービスに係る給付費をいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この要綱における用語の意義は、法又は児童福祉法の例による。

(監査方針)

第3条 監査は、障害福祉サービス事業者等の自立支援・障害児通所等給付対象サービスの内容について、第6条に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は自立支援給付費等の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主な目的とする。

(監査対象の選定)

第4条 監査は、次の各号に掲げる情報等を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報
- (2) 国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）、相談支援事業等へ寄せられる苦情
- (3) 国保連、自立支援給付費等を支給している市町村からの通報情報
- (4) 自立支援給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に関する情報
- (5) 寝屋川市指定障害福祉サービス事業者等の指導の実施に関する要綱（平成31年4月1日制定）に基づく指導により確認した指定基準違反等に係る情報

(監査方法等)

第5条 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

2 監査の結果、次条第1号の勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日、文書によってその旨の通知を行うものとする。

- 3 前項に規定する通知を行った障害福祉サービス事業者等に対しては、当該通知をした事項について文書により報告するよう求めるものとする。

(行政上の措置)

第6条 監査の結果、指定基準違反等の事実が確認された場合には、法第49条、第50条、第51条の28及び第51条の29並びに児童福祉法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の35及び第24条の36の規定により、次の各号に定めるところにより行政上の措置を行うものとする。

- (1) 勧告 障害福祉サービス事業者等に指定基準違反等の事実が確認された場合は、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告するとともに、当該勧告した事項について期限を定めて文書により報告するよう求めるものとする。この場合において、障害福祉サービス事業者等が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することがある。
- (2) 命令 障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなく前号の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令するとともに、当該命令した事項について期限を定めて文書により報告するよう求めるものとする。この場合において、命令した事項は、公示するものとする。
- (3) 指定の取消等 障害福祉サービス事業者等に、法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号（第12号を除く。）、第51条の29第1項及び第2項各号並びに児童福祉法第21条の5の24第1項各号、第24条の36第1項各号のいずれかに該当する指定基準違反等の事実が確認された場合は、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定若しくは許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力の停止をするものとする。

(聴聞等)

第7条 監査の結果、前条第3号の処分（以下「取消等処分」という。）をしようとするときは、当該取消等処分の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行うものとする。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規

定は、適用しない。

（経済上の措置）

第8条 監査の結果、自立支援・障害児通所等給付対象サービスの内容又は自立支援給付費等の請求に関し不正又は不当な事項が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、当該不正又は不当な事項に係る全利用者等分の介護給付費明細書等関係書類を対象に、返還金（行政上の措置の実施日において、自立支援給付費等の返還請求に関し消滅時効の期限が到来しているものを除く。）を確定し、文書により返還の指示を行うものとする。

2 取消し等処分を行った場合には、当該障害福祉サービス事業者等に対し、法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう指導するものとする。

（関係行政機関等との連携）

第9条 必要に応じて関係行政機関等と連携を図り、情報交換等を行うことで適切な監査の実施に努めるものとする。

（委任等）

第10条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。